

あげたる女房の事を、からの繪めきたりと様に書し、（頭註）巻四（今十一萬葉）におほよそは、たが見んとかもぬば玉の、吾くる髪を、なびけてあらんとよめるは、少女の髪あげせぬ前は、いと長くこちたければ、私にまきあぐる事も、ある故にいふと見ゆ譬ば、おちくば物語に、あこぎが一人して、よろづいそがしきには、髪をまきあげてわざするに、主の前へ出るには、搔下して出し、事有が如し、いせ物語の高安の女の、髪を巻上て、家兒の飯もりしも是也、此くさくを分ていは、うるはしく髪あげするははれ也、たれてをるは常也、まきあぐるといふは私也、

〔貞丈雜記二人物〕一古の女房衆殿中又大名などに召仕る位ある女を、女房と云、の體は、髪にわけめをたて、本まゆを作る、髪はわぐる事なし、いれもとゆひ今繪もとゆふにてゆひ、下げ髪也、今すべらかしなど、云類也、婚入童子の記に圖あり、げす女は、つのとくるといふ髪ゆひ様あり、略○中

一古の女常に櫛かうがいをさす事なし、常に髪をさぐる故也、げす女は髪を上ぐる故、かうがいをばさせ共、櫛さす事はなし、

〔松屋筆記九十二〕すべし髪すべらかし髪

女の髪をすべし髪とも、すべらかしともいふは、背後に垂る、をいふ、髪はよほるばかりなど、物にいへるこれ也、海東諸國記國俗部に、婦人拔其眉、而黛其額、背垂其髮、而結之以髻、其長曳地とあるは、女の眉毛を剃て、額にボウ／＼眉をつくり、すべらしの髪にせし體也、結之の結は、續の誤寫にやあらん、按異稱日本傳下四卷八丁に引たるには、續之に作れり、女の容飾の事、庭の訓、乳母草子など考合すべし、

〔歷世女裝考三〕下輩の下げ髪

往古は貴賤とも常に下げ髪なる事、前にもいへるが如し、枕のさうしみじかくてありぬべき物